

## 令和2年度 土壌中ダイオキシン類測定分析結果について

### 【目的】

ダイオキシン類による環境汚染が平成9年頃から大きな社会問題となり、平成9年12月から大気汚染防止法や廃棄物の処理及び清掃に関する法律が改正、施行された。ダイオキシン類の排出量のうち、特にPCDDおよびPCDFについては、その約9割が身の回りのゴミや産業廃棄物を焼却するときに発生すると推測されることから、焼却施設の煙突などから排出されるダイオキシン類の規制やごみ焼却施設の改善等の対策が進められた。

平成12年1月にはダイオキシン類対策特別措置法が施行され、ダイオキシン類による環境の汚染の防止及びその対策に資するため、施策の基本となる基準を定めるとともに、必要な規制、汚染状況に対する対策が定められた。

本測定は、西宮市内における土壌のダイオキシン類濃度(汚染状況)を把握するため、地域のバランスを考慮したうえで新規の測定場所を探し、市内の公園において土壌を採取、分析しているものである。

### 【日時】

令和2年9月18日(金)

土壌の採取は職員立会いの上、分析委託先である東京テクニカル・サービス株式会社を実施した。

### 【測定場所】

下記2公園において実施した。

公園名	場所	土性	土色
1. 名塩さくら台北公園	名塩さくら台3丁目8	壤土	褐色
2. 六殿公園	北六甲台4丁目14	砂壤土	鈍い黄褐色

### 【令和2年度測定結果】

公園名			ダイオキシン類濃度		ダイオキシン類濃度	
	含水率	強熱減量	実測濃度		毒性等量	
1. 名塩さくら台北公園	6.7%	1.3%	19	pg	0.017	pg-TEQ/g
2. 六殿公園	8.6%	1.8%	87	pg	0.47	pg-TEQ/g

※ 環境基準は年平均値1,000pg-TEQ/gである。(調査指標 250pg-TEQ/g)

### 【考察】

上記の測定結果は、土壌の汚染に係る環境基準(1000pg-TEQ/g)及び調査指標250pg-TEQ/gを達成している。